

第36期 定時株主総会 招集ご通知

2021年9月1日～2022年8月31日

TRANSACTION

開催日時 2022年11月29日（火曜日）午前10時
受付開始 午前9時30分

開催場所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
渋谷ソラスタ コンファレンス
(渋谷ソラスタ 4階)

議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件

目次	■ 第36期定時株主総会招集ご通知	1
	■ 株主総会参考書類	4
	■ 事業報告	14
	■ 連結計算書類	29
	■ 計算書類	31
	■ 監査報告書	33



インターネットまたは
書面による
議決権行使期限

2022年11月28日(月曜日)
午後7時まで

株式会社トランザクション

証券コード：7818

株主各位

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年11月28日（月曜日）午後7時まで議決権を行使くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2022年11月29日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ コンファレンス（渋谷ソラスタ 4階）
3. 目的事項	報告事項 1. 第36期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第36期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 会計監査人選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

インターネットの開示について

◎本招集ご通知の添付書類のうち、「会社の体制及び方針」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の定めに基づき、当社ホームページ（<https://www.trans-action.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

従って、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査報告の作成に際して監査をした「連結計算書類」及び「計算書類」の一部であり、かつ監査等委員会が監査報告の作成に際して監査をした「事業報告」「連結計算書類」及び「計算書類」の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告並びに連結計算書類及び計算書類の記載事項に関し、修正の必要が生じた場合は、修正内容を当社ホームページ（<https://www.trans-action.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎本定時株主総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、当社ホームページ（<https://www.trans-action.co.jp/>）に掲載させていただきますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使のお願い

株主総会における議決権は、株主の皆さまに当社の経営にご参加いただく重要な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。



インターネットによる議決権行使

■ QRコードを読み取る方法

■ ログインID・仮パスワードを入力する方法

上記のいずれかの方法により議決権を行使ください。

詳細は3頁をご参照ください。

行使期限 ▶ 2022年11月28日（月）午後7時00分まで



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 ▶ 2022年11月28日（月）午後7時到着



複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。



株主総会へ出席

株主総会開催日時 ▶ 2022年11月29日（火）午前10時



インターネットによる議決権行使

行使期限

2022年11月28日（月）午後7時00分まで

スマートフォンによる行使方法

同封の議決権行使書用紙に記載されたQRコードを読み取る



「ログイン用QRコード」はこちら

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

❗ QRコード読取によるログインでの行使は1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、「パソコン等による行使方法」より行使をお願いいたします。

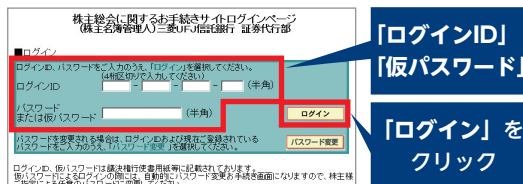
以降は画面の指示に従って議案に対する賛否をご入力ください。

パソコン等による行使方法

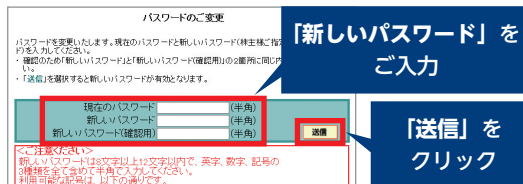
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする
<https://evote.tr.mufg.jp/>



2 ログインする
お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリック



3 新しいパスワードを登録



議決権電子行使

プラットフォームについて

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

ご不明な点等がございましたら、以下のヘルプデスクへお問い合わせ願います

システム等に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

0120-173-027

(受付時間 9:00~21:00 通話料無料)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置を取る旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の削除に伴い、附則を設けるものであります。

(2) 株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を確保するため、定款第13条及び第22条に定める招集権者及び議長について変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
(招集権者および議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。	(招集権者および議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、 <u>取締役会長</u> または取締役社長が招集する。 <u>取締役会長</u> および取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 2 株主総会においては、 <u>招集した</u> 取締役が議長となる。 <u>当該</u> 取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

現行定款

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

< 新 設 >

(取締役会の招集権者および議長)
第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

< 新 設 >

変更案

< 削 除 >

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、招集した取締役が議長となる。

2 前項の取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(附則)

1. 2022年9月1日（以下「施行日」という）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

ご案内 来年から株主総会資料（招集通知）の提供方法が大きく変わります。

2023年3月以降の株主総会（当社では来年11月下旬の次回定時株主総会予定）より、これまで郵送していた株主総会資料が原則ウェブサイトへの掲載によって提供されることとなります。株主の皆様は、当社からご案内するウェブサイトにアクセスすることで、株主総会資料の全文をご確認いただけます。

- 株主総会資料（招集通知）が、原則として「印刷物」から「ウェブサイト」でのご確認に変わります。
- 印刷した全文の招集通知は原則として発送せず、決算概要や議案内容を要約した印刷物を作成し、議決権行使書とともに発送する予定です。
- インターネットの利用が困難な方等で、株主総会資料の印刷物が必要な場合は、お取引の証券会社または、以下の株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行へ手続きをいただくことで書面交付請求が可能です。

引き続き印刷物をご希望の場合

2023年8月31日まで 書面交付請求

2023年11月開催予定の株主総会
株主総会資料をご郵送

株主総会資料の電子提供に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電子提供制度専用ダイヤル **0120-696-505**

（受付時間：土・日・祝日を除く平日9：00～17：00）
<https://www.tr.mufg.jp/daikou/denshi.html>

第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

監査等委員でない取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、当社監査等委員会は、各候補者の当事業年度における業務執行状況等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しております。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。



1 石川 諭 再任 男性

略歴、地位及び担当

1984年4月	(株)ジュン入社	2010年4月	(株)クラフトワーク 取締役会長
1987年1月	当社設立 代表取締役社長 (現任)		(現任)
2008年5月	(株)T3デザイン 取締役会長 (現任)	2019年10月	当社 報酬委員会委員長 (現任)
11月	(株)トランス 取締役会長 (現任)		
	(株)トレードワークス 取締役会長 (現任)		

重要な兼職の状況

(株)トランス 取締役会長	(株)クラフトワーク 取締役会長
(株)トレードワークス 取締役会長	(株)T3デザイン 取締役会長

監査等委員でない取締役候補者とした理由

石川諭氏は、当社の創業者として当社設立時から代表取締役を務め、時代の先を読む視点を持って当社及び当社グループをリードしてきました。同氏は、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、当社グループ全体の企業価値向上に資するべく役割を務めており、引き続き当社取締役として適任であると判断いたしました。

生年月日 1961年10月13日生

所有する当社株式の数 8,683,500株



2 千葉 啓一 再任 男性

略歴、地位及び担当

1989年10月	(株)ナムコ (現株)バンダイナムコエンターテインメント) 入社	2008年1月	(株)トレードワークス 代表取締役社長 (現任)
2001年10月	当社入社 企画課長	2019年9月	(株)クラフトワーク 取締役 (現任)
2003年6月	(株)トレードワークス 営業部長	11月	当社 常務取締役
2005年9月	同社 執行役員営業本部長	2020年11月	当社 専務取締役 (現任)
2007年7月	同社 取締役事業本部長		
8月	当社 取締役 (株)トランス 取締役 (現任)		

重要な兼職の状況

(株)トレードワークス 代表取締役社長	(株)クラフトワーク 取締役
(株)トランス 取締役	

監査等委員でない取締役候補者とした理由

千葉啓一氏は、2007年8月に取締役に就任し、併せて当社グループの主要事業会社である株式会社トレードワークスを代表取締役として率い、強いリーダーシップを発揮しております。同氏は、長年の経験により、グループ企業経営及び事業会社の運営にかかる豊富な見識、実績を有しており、引き続き当社取締役として適任であると判断いたしました。

生年月日 1965年10月24日生

所有する当社株式の数 233,800株



生年月日 1965年4月9日生
 所有する当社株式の数 77,300株

きたやま よしなり

3 北山 善也 再任 男性

略歴、地位及び担当

1988年4月	野村證券(株) (現野村ホールディングス(株)) 入社	2016年9月	当社 取締役経理部・経営企画部・総務部・システム部担当
2015年6月	当社入社 執行役員社長室長	11月	(株)クラフトワーク 取締役 (現任)
11月	当社 取締役経理部・経営企画部・財務部・総務部・システム部担当	2018年9月	(株)T3デザイン 取締役 (現任)
			当社 取締役経理部・経営企画部・人事部・総務部・システム部担当 (現任)

重要な兼職の状況

(株)クラフトワーク 取締役
 (株)T3デザイン 取締役

監査等委員でない取締役候補者とした理由

北山善也氏は、2015年11月に取締役に就任し、当社及び当社グループの管理部門を率い、強いリーダーシップを発揮しております。同氏は、前職を含めた長年の経験により、これらの管理部門全般の統括にかかる豊富な見識、実績を有しており、引き続き当社取締役として適任であると判断いたしました。

いぐち ゆきこ

4 猪口 祐紀子 再任 女性

略歴、地位及び担当

1988年4月	(株)丸井 (現丸井グループ) 入社	2019年3月	(株)トランス 代表取締役社長 (現任)
2001年8月	(株)エイムクリエイツ 出向		
2008年5月	(株)T3デザイン 代表取締役社長		(株)トレードワークス 取締役 (現任)
2016年11月	(株)トランス 取締役		
2018年11月	当社 取締役 (現任)		(株)T3デザイン 取締役 (現任)

重要な兼職の状況

(株)トランス 代表取締役社長 (株)T3デザイン 取締役
 (株)トレードワークス 取締役

監査等委員でない取締役候補者とした理由

猪口祐紀子氏は、当社グループの株式会社T3デザインを長年にわたり代表取締役として率いた経験に加え、2019年3月からは当社グループの主要事業会社である株式会社トランスの代表取締役を担っております。同氏は、幅広い経験により、グループ企業経営及び事業会社の運営にかかる豊富な見識、実績を有しており、引き続き当社取締役として適任であると判断いたしました。



生年月日 1965年10月9日生
 所有する当社株式の数 47,300株

(注)1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告の27頁に記載のとおりであります。監査等委員でない取締役候補者の選任が承認された場合は、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役4名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



生年月日 1952年9月21日生
 所有する当社株式の数 700株
 社外取締役就任期間 6年

1 佐々木 稔郎

再任 社外 独立 男性

略歴、地位

1976年4月	麒麟麦酒(株) (現キリンホールディングス(株)) 入社	2013年11月	当社 常勤監査役 (株)トランス 監査役 (現任)
2007年3月	キリンホールディングス(株) 執行役員		(株)トレードワークス 監査役 (現任) 上海多来多貿易有限公司 監事 (現任)
2008年3月	キリンアグリバイオ(株) 代表取締役社長	2016年11月	当社 監査等委員 (常勤) である社外取締役 (現任)
2010年3月	キリン物流(株) 常勤監査役	2018年9月	(株)クラフトワーク 監査役 (現任)
2011年6月	(株)白元 監査役	2019年10月	(株)T3デザイン 監査役 (現任) 当社 報酬委員会委員 (現任)

重要な兼職の状況

(株)トランス 監査役	(株)T3デザイン 監査役
(株)トレードワークス 監査役	上海多来多貿易有限公司 監事
(株)クラフトワーク 監査役	

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

佐々木稔郎氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、企業経営者及び監査役としての豊富な経験等に基づき、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただくことにより、当社経営の健全性・適正性の確保に資することを期待するためであります。



生年月日 1965年1月1日生
 所有する当社株式の数 3,000株
 社外取締役就任期間 4年

2 榎本 健夫

再任 社外 独立 男性

略歴、地位

1988年4月	日本銀行入行	2016年11月	(株)高滝リンクス倶楽部 取締役
2003年10月	あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所	2018年11月	当社 監査等委員である社外取締役 (現任)
2007年5月	公認会計士登録	2019年3月	(株)Ridge-i 社外監査役
2009年1月	とちもと公認会計士事務所設立 所長 (現任)	2019年10月	当社 報酬委員会委員 (現任)
2011年7月	(株)クレド設立 代表取締役 (現任)	2022年5月	(株)Ridge-i 社外取締役 (監査等委員) (現任)

重要な兼職の状況

とちもと公認会計士事務所 所長	(株)Ridge-i 社外取締役 (監査等委員)
(株)クレド 代表取締役	

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

榎本健夫氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、銀行員及び公認会計士としての豊富な経験等に基づき、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただくことにより、当社経営の健全性・適正性の確保に資することを期待するためであります。



まつお ゆみ こ 3 松尾 祐美子

(戸籍上の氏名 吉村 祐美子)

再任 社外 独立 女性

略歴、地位			
1990年 4月	第二東京弁護士会登録 アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所 (現アンダーソン・毛利・友常法律事務所) 入所	2016年 6月	㈱エス・ディー・エス バイオテック 社外取締役 (監査等委員)
1995年 9月	米国ニューヨーク州弁護士資格取得	2018年12月	トライアンフィールドホールディングス㈱ 社外取締役 (現任)
1997年 6月	平川・佐藤・小林法律事務所 (現シティユウワ法律事務所) 入所	2020年 6月	川澄化学工業㈱ (現SBカワスミ㈱) 社外取締役 (監査等委員)
2010年 1月	神奈川県弁護士会登録 弁護士法人港国際法律事務所 入所 (現任)	11月	当社 監査等委員である社外 取締役 (現任)
		2022年 8月	シグマ光機㈱ 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況			
弁護士法人港国際法律事務所	弁護士	シグマ光機㈱	社外取締役
トライアンフィールドホールディングス㈱			社外取締役








監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松尾祐美子氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての専門的な知見と豊富な実務経験を有し、多くの企業へ独立した立場から経営に対する助言、監督を実践してきた経験から、当社経営に対しても監督強化を実践することが十分に期待できるためであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

生年月日	1965年 1月13日生
所有する当社株式の数	300株
社外取締役就任期間	2年

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、候補者佐々木稔郎氏、樺本健夫氏及び松尾祐美子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、本総会において各氏が社外取締役に再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、定款第33条第2項において、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めていることから、これに基づき、候補者佐々木稔郎氏、樺本健夫氏及び松尾祐美子氏との間で、現に、当該責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、10,000千円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額としており、本総会において各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告の27頁に記載のとおりであります。監査等委員である取締役候補者の選任が承認された場合は、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(参考) 第2号議案及び第3号議案承認後の取締役のスキルマトリクス

		監査等委員でない取締役				監査等委員である取締役		
								
地 位		代表取締役 社長	専務取締役	取締役	取締役	社外取締役 (常勤)	社外取締役	社外取締役
氏 名		石川 諭	千葉 啓一	北山 善也	猪口 祐紀子	佐々木 稔郎	樺本 健夫	松尾 祐美子
社外取締役・独立役員						社外 独立	社外 独立	社外 独立
委員 会議 会 体 の 及 び 構 成	取締役会 (★は議長)	★	●	●	●	●	●	●
	監査等委員会 (★は委員長)					★	●	●
	報酬委員会 (★は委員長)	★				●	●	
主 取 な 知 見 の 保 有 す る 経 験	経営 (社長)	●	●		●	●	●	
	営業・マーケティング	●	●		●	●		
	eコマース	●	●		●			
	新規事業開発	●	●					
	製品企画・開発	●	●					
	生産・調達・ロジスティクス	●	●					
	ESG・サステナビリティ・多様性	●	●	●	●	●		●
	リスクマネジメント	●	●	●	●	●	●	●
	法務・コンプライアンス			●		●		●
	財務・会計			●			●	
士業等の資格							公認会計士・ 税理士	弁護士・ 米国NY州 弁護士

(注) 上記の一覧は、各取締役が保有する知見や経験の全てを表すものではなく、主なものに「●」をつけております。

知見・経験の詳細

経営 (社長)	企業経営 (社長) の経験
営業・マーケティング	営業、マーケティングの知識や経験
eコマース	eコマースの知識や経験
新規事業開発	変化への対応力、新規事業を開発するスキル
製品企画・開発	変化への対応力、新製品を企画・開発するスキル
生産・調達・ロジスティクス	生産・生産管理、加工、物流などの海外調達に関する知識や経験
ESG・サステナビリティ・多様性	ESG、サステナビリティ、多様性への理解
リスクマネジメント	リスクマネジメントの知識や経験
法務・コンプライアンス	法律の知識、コンプライアンスに関する知識や経験
財務・会計	財務・会計等の知識や経験

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。監査等委員である取締役として就任した場合、その任期は、当社定款の定めにより、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



生年月日 1970年1月28日生

所有する当社株式の数 0株

さくま こうじ
佐久間 幸司

社外 独立 男性

略歴、地位

1992年4月	キヤノン(株)入社	2006年2月	櫻井・佐久間法律事務所入所
2001年4月	司法研修所入所	2011年9月	半蔵門総合法律事務所入所
2002年10月	弁護士登録（第一東京弁護士会）	2020年6月	中根法律事務所入所
	ユアサハラ法律特許事務所入所	2020年12月	ヴェリタス法律事務所設立（現任）

重要な兼職の状況

ヴェリタス法律事務所 弁護士

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

佐久間幸司氏を補欠の監査等委員である社外取締役とした理由は、弁護士として培われた豊富な専門的知識・経験等に基づき、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指導をいただくことにより、当社経営の健全性・適正性の確保に資することを期待するためであります。なお、同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業法務経験を中心とした企業経営に関する十分な見識を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者佐久間幸司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 候補者佐久間幸司氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 3. 佐久間幸司氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 4. 当社は、定款第33条第2項において、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めていることから、これに基づき、候補者佐久間幸司氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、同氏との間で、当該責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10,000千円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれが高い額となります。
 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告の27頁に記載のとおりであります。佐久間幸司氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本株主総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の決定に基づいております。

また、監査等委員会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人を起用することにより、当社グループの事業の状況に適した新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人として必要とされる専門能力、独立性、職業倫理、品質管理体制及び事業規模に適した監査報酬であること等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2022年9月30日現在)

名称	太陽有限責任監査法人		
事務所	主たる事務所	東京都港区元赤坂一丁目2番7号	
	その他の事務所	11か所	
沿革	1971年9月	太陽監査法人設立	
	1994年10月	グラントソントン インターナショナル加盟	
	2006年1月	A S G監査法人と合併し太陽A S G監査法人となる	
	2008年7月	有限責任組織形態に移行し太陽A S G有限責任監査法人となる	
	2012年7月	永昌監査法人と合併	
	2013年1月	霞が関監査法人と合併	
	2014年10月 2018年7月	太陽有限責任監査法人に名称変更 優成監査法人と合併	
概要	構成人員	代表社員・社員	89名
		特定社員	4名
		公認会計士	298名
		公認会計士試験合格者等	234名
		その他専門職	185名
		事務職員	95名
		契約職員	204名
		合 計	1,109名
金融商品取引法・会社法監査関与会社数		332社	

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの変異株流行の影響が継続するものの、行動制限の解除により社会経済活動の正常化に向けた動きが見られたことから回復基調となりました。しかしながら、円安の進行、原材料価格の上昇、中国の主要都市をはじめとした生産地のロックダウンやサプライチェーンの混乱に加え、ロシア・ウクライナ情勢の長期化・悪化によるエネルギー価格や原材料価格の更なる上昇、輸送コストの上昇、米国を始めとする世界的な利上げによる急激な円安の進行などの影響により交易条件が急激に悪化し、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような環境のもと、当社グループは、当期の重要戦略として「SDGs推進から生れる製品需要」「With・Afterコロナに訪れるリベンジ需要」を掲げ、社会環境や消費動向の変化をタイムリーに捉え新製品開発を強化いたしました。また、eコマース事業において、新サービス「MARKLESS Connect」「MARKLESS Partner」の展開を進め、リアルとeコマースを融合したハイブリッド型の営業活動を強化、推進いたしました。

「エコプロダクツ」

エコプロダクツにおいては、当期の重要戦略のひとつである「SDGs推進から生れる製品需要」に対応した新製品の開発、展示会展覧や営業活動を強化しました。当期において開発・販売を開始した新製品として、フェアトレード認証コットンやオーガニックコットンを素材としたバッグ、合成樹脂使用率を減らしたバンブーファイバー入り樹脂を使用した雑貨等のラインナップを拡充し、新たにジェンダーレスカラーを加えカラーバリエーションも拡充いたしました。また、“フェアトレード ミリオンアクションキャンペーン2022”への参加、“J-クレジット制度を活用した（カーボン・オフセット）製品”の取り扱いを開始するなど、SDGs達成に向けた取り組みを強化いたしました。この結果、エコプロダクツ全体では、前第1四半期にレジ袋有料化に伴うリテール向けエコバッグの特需があった影響から、上半期は前年を下回る水準でしたが、4月1日に施行された「プラスチック資源循環促進法」や展示会・イベントなどの再開が進んだことにより、セールスプロモーション向けの需要が復調し、前期比で1億19百万円、1.6%の増収となりました。

エシカルブランド「MOTTERU」では、3年連続となる2021年度グッドデザイン賞の受賞や環境省主催の「選ぼう！3Rキャンペーン2021」の対象製品選出によりエシカルブランドとしての認知度が向上いたしました。また、SDGs推進として、4月1日に施行された「プラスチック資源循環促進法」による需要に対応するため、使い捨てプラスチック製品の代替として、環境負荷が少ない素材を使用した繰り返し使えるカトラリー製品を開発し販売を開始いたしました。

【ライフスタイルプロダクツ】

ライフスタイルプロダクツでは、長引くコロナ禍においても好調を維持する業種・業界に注力し営業活動を強化いたしました。ライフスタイルプロダクツ全体では、コロナ禍の影響を大きく受けた前年に比べ18億10百万円、26.1%の増収となりました。主力のエンタテインメント業界全体に対する売上は、エンタテインメント業界の動向・変化に柔軟に対応し、今後成長が期待できる顧客企業の開拓・関係強化に努めた結果、前年を大きく上回りました。好調なゲームやアニメ等の業界に対する売上が前年に対し伸長したことに加え、新たなメディアコンテンツ関連企業向けの売上が顕著に拡大いたしました。一方で、音楽や舞台等に関する業界に対する売上は、回復の鈍化傾向が継続いたしました。が、「With・Afterコロナに訪れるリベンジ需要」を見据えた営業活動に努めました。ペットウェア・関連製品も新製品の投入、販路拡大により好調に推移し、前年を大きく上回る売上となりました。トラベル関連製品においては、行動制限の解除によりゴールデンウィークから国内旅行は回復傾向となりましたが、渡航や入国については制限解除が限定的であったことから売上の低迷が続きました。しかしながら、With・Afterコロナにおける旅行需要に対応するため、第2四半期に販売を開始した「『BEAMS DESIGN』オリジナルスーツケース」の売上は好調に推移いたしました。

【ウェルネスプロダクツ】

ウェルネスプロダクツでは、新型コロナウイルス感染症の影響が継続しましたが、行動制限の解除により社会活動が再開されたことから、感染対策製品に対する需要は一定に留まり、前期比で8億18百万円、33.9%の減収となりました。

■ eコマース事業

eコマース事業においては、新たなビジネスである「MARKLESS Connect」「MARKLESS Partner」の導入先の開拓と連携による売上の拡大を推進しました。導入を推進する専門部署を配置し、営業活動と導入サポートを強化するなど体制を構築、活動を強化したことにより、導入を決定した企業や連携の開発段階にある企業が増加いたしました。前期に試験的に連携を開始した企業に対する売上が拡大したことに加え、当下期に新たに連携を開始した企業からも成果が出た結果、前年に対し売上が大きく伸長いたしました。また、主力サイトの「販促STYLE」「MARKLESS STYLE」を始めとしたECサイトにおいても、登録製品の充実やユーザビリティの向上、メールマガジンの配信やSNSを活用した広告を強化したことで、引き続き会員数が増加、リピート率が向上いたしました。特に、エンドユーザー向けECサイトである「販促STYLE」においては、WEB広告を効果的に活用し、市況のニーズを捉えたことにより売上が大きく伸長いたしました。

また、主力の「BtoB」サイトに加え、「DtoC」(※)サイトを強化するため7月に「オリジナルグッズプレス」をオープンさせました。

その結果、eコマース事業の売上は前期比で5億91百万円、25.8%の増収となり、売上構成比は前期より拡大し15.8%となりました。

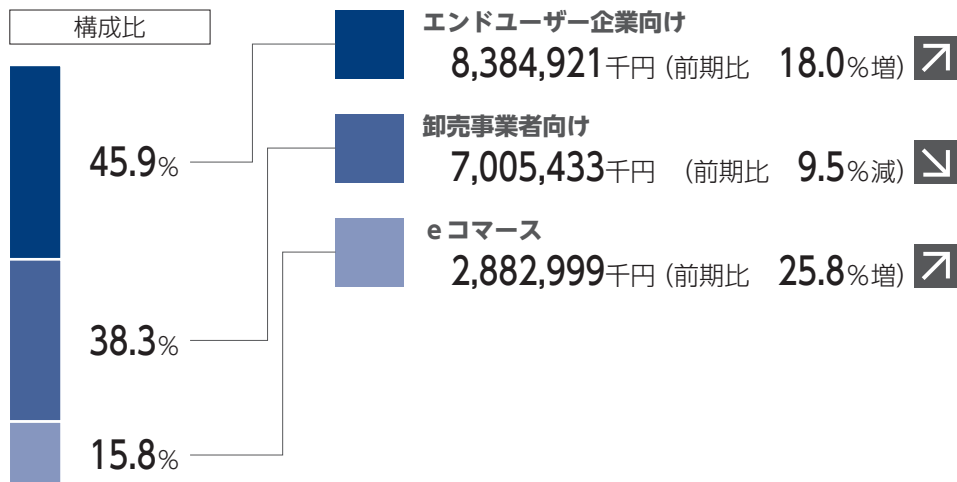
※ 「Direct to Consumer」の略で、メーカーが自社で企画・製造した商品を、卸売業者や店舗などの中間業者を介さず、直接消費者に販売するビジネスモデル

生産面では、中国及びその他のアジア諸国における生産拠点の最適化、物流の最適化、国内在庫の積み増しを推進いたしました。特に、生産拠点のある国や地域での感染拡大によるロックダウンに備えた複数の生産拠点の確保、為替変動や原材料価格高騰に対応した機動的な生産地の切り替え、海上輸送の遅延、輸送コストの上昇に対応した物流経路の見直しや最適化を図り、継続した安定供給の実現と価格競争力の強化に努めました。3月下旬より中国の主要都市においてロックダウンとなりましたが、これまでの供給体制の構築と物流手段の確保が、製品の安定供給に寄与いたしました。また、印刷・加工等の最終工程を行う自社工場の取扱高の拡大及び生産設備の導入により、内製化率の向上、利益体質の強化に繋がりました。加えて、継続するコロナ禍における短納期のニーズや「With・Afterコロナに訪れるリベンジ需要」に対応するため、通常期より前倒しで実施したオリジナル雑貨製品の国内在庫の拡充を継続いたしました。これにより、中国の主要都市におけるロックダウンの影響で製品供給が滞るなか、当社グループにおいては製品供給を継続することができました。しかしながら、海外からの製品調達において、円安の加速、原材料価格や輸送コスト等の上昇による負担増が当社グループの自助努力で吸収できる範囲を超えたことから、主力ブランド「MARKLESS STYLE」の製品を対象に、4月中旬以降の納品分より6%から10%程度の値上げを実施いたしました。また、自社工場による内製化率を高めるため、作業スペースの増設に着手いたしました。

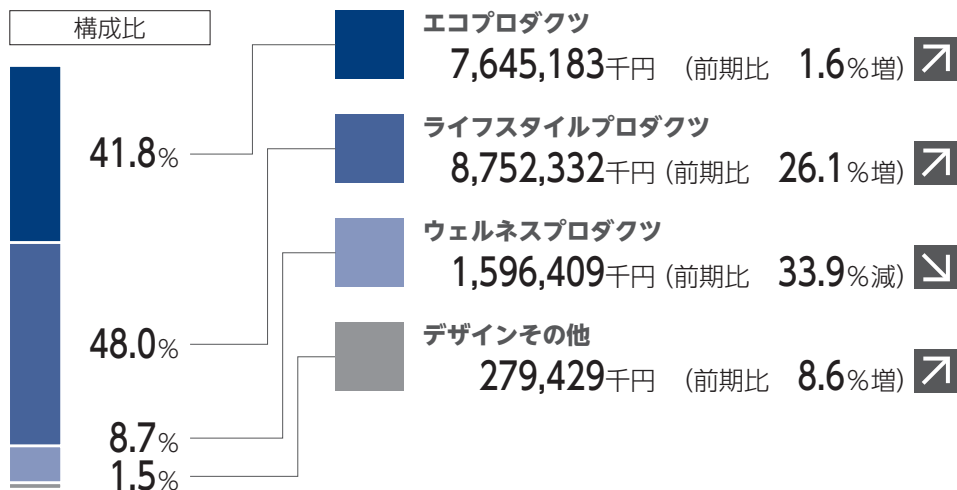
この結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ、第1四半期が前年のエコバッグ特需による影響から減収となりましたが、第2四半期以降増収となった結果、182億73百万円（前連結会計年度比11億34百万円、6.6%の増加）、営業利益は、32億31百万円（前連結会計年度比4億11百万円、14.6%の増加）となり、経常利益は33億4百万円（前連結会計年度比4億27百万円、14.9%の増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は21億95百万円（前連結会計年度比1億35百万円、6.6%の増加）となりました。

当連結会計年度における販売経路別及び製品分類別の販売実績は、次のとおりであります。

販売経路別
販売実績



製品分類別
販売実績



(注) デザインその他は、グラフィック・プロダクト・WEBデザインを受託業務や印刷業務等の雑貨製品に該当しないものであります。

(2) 対処すべき課題

① サステナビリティへの対応

当社グループは、持続可能な社会の実現に貢献する企業であり続けるために、サステナビリティへの取り組みを重視しております。経営上の課題として、事業、環境、社会、ガバナンスの観点から当社グループが取り組むべきマテリアリティ（重要課題）を特定しており、特に、環境問題は優先して取り組まなければならない重要課題のひとつと認識しております。当社グループは、創業以来、エコバッグ、タンブラー・サーモボトルを始めとした「エコプロダクツ」の開発、供給に注力しております。単に環境に配慮した素材や再生素材を使用した製品を開発するだけでなく、“使い捨てを使わない”“繰り返し使える”を理念とし、「モノづくりから環境を考える」をテーマとして、SDGs達成に向けて環境に配慮した製品の開発・提供を強化してまいります。当社グループは、経営理念と行動指針のもと、マテリアリティに対処・挑戦することで企業として成長を続け、企業価値の向上とサステナブル社会の実現への貢献を継続してまいります。

② 適地生産・最適物流の徹底

当社グループは、製品製造にあたり、中国及びその他のアジア諸国のサプライヤーに生産を委託しております。生産委託先のある各国・各地域には、政治的・社会的な混乱、自然災害、テロ、紛争、疾病、通貨切り上げ等のリスクが存在しますが、有事の際の損害を最小限に抑えるべく、その国や地域の特色を把握したうえで適切な製品生産地を選定し、製造計画を立てるなどの対応を図ってまいります。

また、地政学的リスクによるエネルギー価格や原材料価格の変動、生産国賃金、輸送コスト、為替変動、感染症による生産地のロックダウンやサプライチェーンの混乱、気候変動等によるコストへの影響を踏まえ、機動的な生産地の切り替えや複数の生産拠点の確保、物流、国内在庫の最適化に加え、国内自社工場での製造を強化してまいります。

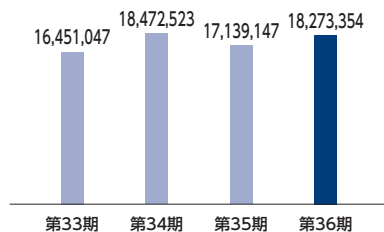
③ 新型コロナウイルスへの対応

感染症が再拡大した場合は、当社グループの従業員や関係者の安全確保及び感染症拡大防止を図りながら、社会環境や消費動向の変化を逃すことなく適時適切に捉え、環境変化に対応した迅速な製品開発・供給及び主力業種の開拓により、事業の拡大と収益力の向上に努めてまいります。また、不測の事態に備えて十分な手元流動性を確保してまいります。

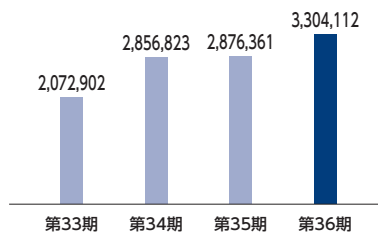
(3) 財産及び損益の状況の推移

		第33期 (2019年8月期)	第34期 (2020年8月期)	第35期 (2021年8月期)	第36期 (2022年8月期) (当連結会計年度)
売上高	(千円)	16,451,047	18,472,523	17,139,147	18,273,354
経常利益	(千円)	2,072,902	2,856,823	2,876,361	3,304,112
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	1,287,335	1,652,253	2,059,857	2,195,285
1株当たり当期純利益	(円)	44.99	56.69	70.71	75.43
総資産	(千円)	11,425,471	13,267,035	14,422,772	16,650,205
純資産	(千円)	8,462,729	9,804,679	11,325,010	13,354,354

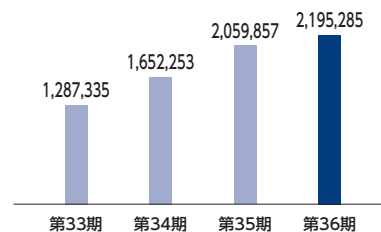
■ 売上高 (千円)



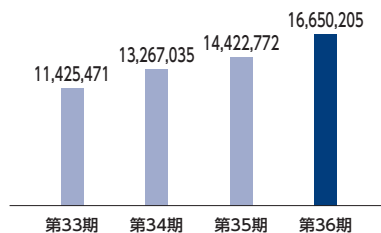
■ 経常利益 (千円)



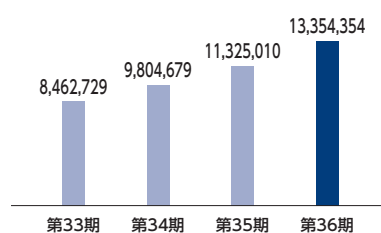
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)



■ 総資産 (千円)



■ 純資産 (千円)



(4) 主要な事業内容 (2022年8月31日現在)

当社グループは、ファブレスメーカーとして、エコプロダクツ・ライフスタイルプロダクツ・ウェルネスプロダクツの企画・デザインから製造・品質管理・販売までの一貫した事業を展開しております。顧客や市場の求めるカスタムメイド雑貨製品を主にエンドユーザーとなる企業向けに、自社オリジナル雑貨製品を主に卸売事業者向けに販売しております。また、これらの製品を主として自社開発によるECサイトを通じて販売するeコマースビジネスを展開しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況 (2022年8月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	所在地	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社トランス	90,000千円	東京都渋谷区	100%	個々の顧客の要望によるオーダーメイドの受注生産製品を主にエンドユーザーへ直接販売（EC販売含む）を行うファブレスメーカー
株式会社トレードワークス	90,000千円	東京都渋谷区	100%	自社で企画するオリジナルブランドの見込生産製品を主に卸売業者へ販売（EC販売含む）を行うファブレスメーカー及び関連商品の仕入、販売
株式会社クラフトワーク	50,000千円	埼玉県北葛飾郡杉戸町	100%	グループ内外の製品への印刷（シルクスクリーン印刷・オンデマンド印刷等）、加工、検品、アッセンブリー及び物流手配
株式会社T3デザイン	30,000千円	東京都渋谷区	100%	グループ内外のグラフィック、プロダクツ、WEBデザイン及び製品開発
Trade Works Asia Limited	US\$ 1,426,000	中国香港	100%	海外販売、アジア圏における生産品質管理及び貿易並びにVAP E及び関連商品の仕入、販売
上海多来多貿易有限公司	5,187,185人民元	中国上海市	100% (100%)	中国圏における生産品質管理
Vape. Shop USA Corporation	US\$ 50,000	米国カリフォルニア州	100% (100%)	北米におけるVAP E及び関連商品の仕入

(注) 当社の議決権比率欄の（ ）内の数字は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で記載しております。

(6) 主要な営業所等 (2022年8月31日現在)

① 当社

本社	東京都渋谷区
----	--------

② 子会社

株式会社トランス	本社 (東京都渋谷区) 大阪支店 (大阪府大阪市)	Trade Works Asia Limited	本社 (中国香港)
株式会社トレードワークス	本社 (東京都渋谷区) 大阪支店 (大阪府大阪市) 名古屋支店 (愛知県名古屋市中区)	上海多来多貿易有限公司	本社 (中国上海市) 深圳分公司 (中国深圳市) 青島分公司 (中国青島市)
株式会社クラフトワーク	本社 (埼玉県北葛飾郡杉戸町)	Vape. Shop USA Corporation	本社 (米国カリフォルニア州)
株式会社T3デザイン	本社 (東京都渋谷区)		

(7) 従業員の状況 (2022年8月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	442名	前連結会計年度末比増減	11名減
------	------	-------------	------

(注) 従業員数には、パートタイマー129名は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	27名	平均年齢	39.9歳
前事業年度末比増減	0名	平均勤続年数	5.4年

(注) 従業員数は就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む）であります。
従業員数には、パートタイマー1名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先 (2022年8月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	247,929千円
株式会社日本政策投資銀行	231,000千円
日本生命保険相互会社	96,300千円
三井住友信託銀行株式会社	47,218千円

(9) 資金調達の状況

当連結会計年度中において、金融機関より長期借入金として200,000千円を借入れ、長期借入金379,577千円を返済いたしました。

(10) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等（総額78,962千円）の主なものは、次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備等

ECサイトのシステム構築・リニューアル及びオフィス環境の整備を実施いたしました。

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

特記すべき事項はありません。

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

特記すべき事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2022年8月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 29,375,400株 (うち、自己株式の数 270,865株)
- (3) 株主数 10,971名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
石川 諭	8,683,500	29.84
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,654,400	9.12
石川 葵	2,169,000	7.45
石川 新	2,164,000	7.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,621,100	5.57
石川 智香子	864,000	2.97
株式会社日本政策投資銀行	772,400	2.65
日本生命保険相互会社	762,600	2.62
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC SECURITIES/UCITS ASSETS	737,000	2.53
トランザクショングループ社員持株会	535,300	1.84

(注) 持株比率は自己株式 (270,865株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2022年8月31日現在)

地位	氏名			担当及び重要な兼職の状況 (★は委員長)
代表取締役社長	石川 諭	★	報酬	報酬委員会委員長 株式会社トランス 取締役会長 株式会社トレードワークス 取締役会長 株式会社クラフトワーク 取締役会長 株式会社T3デザイン 取締役会長
専務取締役	千葉 啓一			株式会社トレードワークス 代表取締役社長 株式会社トランス 取締役 株式会社クラフトワーク 取締役
取締役	北山 善也			経理部・経営企画部・人事部・総務部・システム部担当 株式会社クラフトワーク 取締役 株式会社T3デザイン 取締役
取締役	猪口 祐紀子			株式会社トランス 代表取締役社長 株式会社トレードワークス 取締役 株式会社T3デザイン 取締役
取締役 (監査等委員・常勤)	佐々木 稔郎	社外 独立	報酬	報酬委員会委員 株式会社トランス 監査役 株式会社トレードワークス 監査役 株式会社クラフトワーク 監査役 株式会社T3デザイン 監査役 上海多来多貿易有限公司 監事
取締役 (監査等委員)	櫛本 健夫	社外 独立	報酬	報酬委員会委員 とちもと公認会計士事務所 所長 株式会社クレド 代表取締役 株式会社Ridge-i 社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	松尾 祐美子	社外 独立		弁護士法人港国際法律事務所 弁護士 トライアンフィールドホールディングス株式会社 社外取締役 シグマ光機株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	上田 隆司	社外 独立		新都市センター開発株式会社 常務取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）佐々木稔郎、樺本健夫、松尾祐美子及び上田隆司の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、佐々木稔郎氏の重要な兼職先は全て当社の子会社であります。また、同氏以外の社外取締役の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、佐々木稔郎、樺本健夫、松尾祐美子及び上田隆司の各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）樺本健夫氏は、銀行員及び公認会計士としての専門的な知見と豊富な実務経験を有しており、また、取締役（監査等委員）上田隆司氏は、銀行員及び企業経営者としての専門的な知見と豊富な実務経験を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、監査等委員でない取締役及び使用人からの情報収集並びに重要な社内会議における情報共有を可能とし、内部監査部門と監査等委員会との連携を確保することにより、監査の実効性を高め、監査等委員会の監督・監査機能を強化するために、佐々木稔郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 2021年11月26日開催の第35期定時株主総会終結の時をもって、金田政則氏は取締役（監査等委員）を辞任により退任いたしました。

(2) 社外役員に関する事項 当事業年度における主な活動状況

地位・氏名	出席状況	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員・常勤) 佐々木 稔 郎	【取締役会】 100% (16/16回) 【監査等委員会】 100% (14/14回) 【報酬委員会】 100% (4/4回)	取締役会において、企業経営者及び監査役としての豊富な経験と知見を活かし、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、必要な発言を適宜行っております。報酬委員会においても積極的に意見を述べるなど監査等委員でない取締役の報酬決定に関する手続きの客観性及び透明性の確保に貢献しております。
取締役 (監査等委員) 樺 本 健 夫	【取締役会】 100% (16/16回) 【監査等委員会】 100% (14/14回) 【報酬委員会】 100% (4/4回)	取締役会において、銀行員及び公認会計士としての専門的な知見と豊富な実務経験を活かし、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、必要な発言を適宜行っております。報酬委員会においても積極的に意見を述べるなど監査等委員でない取締役の報酬決定に関する手続きの客観性及び透明性の確保に貢献しております。
取締役 (監査等委員) 松 尾 祐美子	【取締役会】 100% (16/16回) 【監査等委員会】 100% (14/14回)	取締役会において、弁護士としての専門的な知見と豊富な実務経験を活かし、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 上 田 隆 司	【取締役会】 100% (13/13回) 【監査等委員会】 100% (11/11回)	2021年11月26日就任以降、取締役会において、銀行員及び企業経営者としての専門的な知見と豊富な実務経験を活かし、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、必要な発言を適宜行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づく定款の定めにより、社外取締役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、10,000千円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

	人数	報酬等の総額	固定報酬	業績連動報酬	株式報酬
監査等委員でない取締役	4名	117,469千円	73,290千円	36,060千円	8,119千円
監査等委員である取締役（社外取締役）	5名	19,800千円	19,800千円	—	—
合計	9名	137,269千円	93,090千円	36,060千円	8,119千円
（うち社外取締役）	(5名)	(19,800千円)	(19,800千円)	(—)	(—)

- (注) 1. 2016年11月29日開催の第30期定時株主総会において、監査等委員でない取締役の報酬限度額は、年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）、また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額50,000千円以内と決議しております。なお、監査等委員でない取締役の報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしております。当該株主総会決議時点の監査等委員でない取締役の員数は5名（うち社外取締役は1名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は3名）であります。
2. 2019年11月28日開催の第33期定時株主総会において、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役に対する議決制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、監査等委員でない取締役の報酬限度額とは別枠で、年額60,000千円以内と決議しております。当該株主総会決議時点の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の員数は4名であります。

(5) 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

(報酬等に関する基本方針及び構成)

当社の取締役の報酬は、経営方針に従い、リスクテイクできる環境のもと、取締役が継続的かつ中長期的な業績向上へのモチベーションを高め、当社企業グループ全体の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

業務執行取締役の報酬は、「固定報酬」「業績連動報酬（短期インセンティブ）」及び「株式報酬（中期インセンティブ）」で構成され、非業務執行取締役、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、その職務に鑑み、固定報酬のみとしております。

- ① 固定報酬は、役位、役割、経験年数、経営環境の変化等を総合的に勘案して決定しております。
- ② 業績連動報酬は、業績向上に対する意識を高め、取締役としての成果及び責任を明確にするため、業績数値に基づいて決定しております。具体的には、連結税金等調整前当期純利益額と担当する事業会社の税引前当期純利益額の合計額の2つを業績数値として、業務執行取締役の役割・担当と業績数値に対応した報酬額を定めた「業績連動報酬基準」に基づいて、前事業年度の実績に応じて決定しております。
- ③ 株式報酬は、中期経営計画の目標達成のためのインセンティブとして企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的に、2019年11月開催の第33期定時株主総会の決議により導入し

た、一定の業績条件を付した譲渡制限付株式報酬制度によるものであります。付与する株式数については、役位、期待する役割等を勘案して決定しております。

- ④ 各報酬の割合については、業務執行取締役に挑戦を促すため、一定の固定報酬を基本としたうえで、業績連動報酬、株式報酬のバランスを考慮し、取締役会の委任を受けた報酬委員会を構成する代表取締役及び監査等委員である取締役（独立社外取締役）（以下、各報酬委員といいます。）が取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

（報酬等の決定手続）

監査等委員でない取締役の報酬等の決定に関する手続の客観性及び透明性を確保し、取締役会の監督機能を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるため、取締役会の諮問機関として、過半数を独立社外取締役（監査等委員）とする3名の委員で構成する報酬委員会を設置しております。個人別の報酬等については、取締役会決議に基づき、各報酬委員がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の額としております。

取締役会は、当該権限が各報酬委員によって適切に行使されるよう報酬委員会規則を定め、報酬委員会の委員を3名とし、代表取締役1名、監査等委員である取締役（独立社外取締役）を過半数である2名とし、報酬委員会は職務の執行状況を取締役に報告すること等を規定しております。当事業年度における個人別の報酬等の内容は、取締役会において決議された上記方針に基づき、報酬委員会で適切に審議のうえ決定しており、上記方針に沿うものであると判断しております。

なお、譲渡制限付株式報酬は、報酬委員会の決定を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議しております。

また、監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会の決議の範囲内で監査等委員の協議により決定しております。

（6）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の全員であります。各取締役は、保険料総額の7.5%に相当する金額を、それぞれの取締役の報酬等の総額の割合に応じて負担しております。当該保険契約は、被保険者が業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を提起された場合に負う損害を填補するものであり、1年ごとに契約更新しております。なお、当該保険契約は次回更新時も同内容での更新を予定しております。

（7）補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

区分	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額	27,600千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－千円
合計額	27,600千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、監査証明業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、Trade Works Asia Limited、上海多来多貿易有限公司及びVape, Shop USA Corporationは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

27,600千円

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人に会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由が認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。また、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会が株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 取締役会による剰余金配当等の権限行使に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元につきまして、恒常的な業績向上と業績に応じた適正な利益配分を継続的に実施することを基本方針としております。

この基本方針のもと、株主の皆様に対する利益配分につきましては、将来の事業拡大や収益向上を図るための資金需要及び財務の健全性を考慮したうえで、経営基盤を強化し、配当性向の向上を図ることを方針としております。

当期（2022年8月期）の期末配当につきましては、当期の経営成績を踏まえ1株当たり25円といたしました。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率については表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	12,810,710
現金及び預金	4,335,232
受取手形、売掛金及び契約資産	2,679,941
有価証券	291,900
製品	4,443,094
貯蔵品	21,536
未収入金	67,262
その他	979,930
貸倒引当金	△8,187
固定資産	3,839,494
有形固定資産	1,067,821
建物及び構築物	448,479
機械装置及び運搬具	61,817
土地	518,259
その他	39,265
無形固定資産	126,671
その他	126,671
投資その他の資産	2,645,001
投資有価証券	1,578,124
繰延税金資産	188,809
敷金及び保証金	303,400
その他	575,047
貸倒引当金	△380
資産合計	16,650,205

科目	金額
負債の部	
流動負債	2,653,814
買掛金	1,035,921
1年内返済予定の長期借入金	387,628
未払法人税等	647,298
賞与引当金	169,848
株主優待引当金	6,909
その他	406,209
固定負債	642,035
長期借入金	234,819
退職給付に係る負債	315,035
資産除去債務	36,791
繰延税金負債	55,390
負債合計	3,295,850
純資産の部	
株主資本	12,732,046
資本金	93,222
資本剰余金	3,294,777
利益剰余金	9,567,299
自己株式	△223,253
その他の包括利益累計額	622,307
その他有価証券評価差額金	180,323
繰延ヘッジ損益	239,913
為替換算調整勘定	160,031
退職給付に係る調整累計額	42,039
純資産合計	13,354,354
負債・純資産合計	16,650,205

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自2021年9月1日 至2022年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	18,273,354
売上原価	11,115,818
売上総利益	7,157,535
販売費及び一般管理費	3,925,636
営業利益	3,231,899
営業外収益	74,478
受取利息	323
有価証券利息	27,374
助成金収入	13,523
為替差益	28,177
その他	5,080
営業外費用	2,265
支払利息	2,200
その他	64
経常利益	3,304,112
特別利益	15,943
受取保険金	15,943
特別損失	14,773
固定資産除却損	693
棚卸資産廃棄損	14,080
税金等調整前当期純利益	3,305,282
法人税、住民税及び事業税	1,125,911
過年度法人税等	39
法人税等調整額	△15,954
当期純利益	2,195,285
親会社株主に帰属する当期純利益	2,195,285

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	1,526,262	流動負債	506,694
現金及び預金	719,523	1年内返済予定の長期借入金	387,628
関係会社預け金	260,714	未払金	49,435
売掛金	69,735	未払費用	5,190
有価証券	291,900	未払法人税等	27,019
貯蔵品	198	預り金	6,021
前払費用	43,687	賞与引当金	11,256
その他	140,503	株主優待引当金	6,909
固定資産	4,384,495	その他	13,233
有形固定資産	904,268	固定負債	350,534
建物	455,087	長期借入金	234,819
機械装置及び運搬具	4,469	退職給付引当金	26,186
工具、器具及び備品	11,750	資産除去債務	34,139
土地	432,961	繰延税金負債	55,390
無形固定資産	19,656	負債合計	857,229
ソフトウェア	18,518	純資産の部	
その他	1,138	株主資本	4,873,205
投資その他の資産	3,460,570	資本金	93,222
投資有価証券	1,578,124	資本剰余金	3,294,777
関係会社株式	1,039,580	資本準備金	1,488,193
敷金及び保証金	269,334	その他資本剰余金	1,806,584
保険積立金	572,967	利益剰余金	1,708,458
その他	563	利益準備金	2,500
資産合計	5,910,758	その他利益剰余金	1,705,958
		別途積立金	150,000
		繰越利益剰余金	1,555,958
		自己株式	△223,253
		評価・換算差額等	180,323
		その他有価証券評価差額金	180,323
		純資産合計	5,053,528
		負債・純資産合計	5,910,758

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自2021年9月1日 至2022年8月31日)

(単位：千円)

科目	金額
営業収益	1,315,428
営業費用	576,124
営業利益	739,303
営業外収益	141,804
受取利息	20
有価証券利息	27,374
為替差益	113,052
その他	1,356
営業外費用	2,200
支払利息	2,200
経常利益	878,907
特別損失	693
固定資産除却損	693
税引前当期純利益	878,214
法人税、住民税及び事業税	67,727
過年度法人税等	△83
法人税等調整額	△7,196
当期純利益	817,766

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年10月24日

株式会社トランザクション
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中井 修 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊丹亮資 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トランザクションの2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トランザクション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年10月24日

株式会社トランザクション
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中井 修 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊丹亮資 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トランザクションの2021年9月1日から2022年8月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

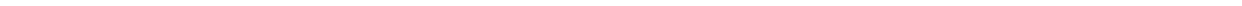
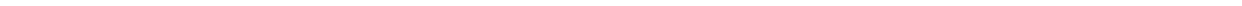
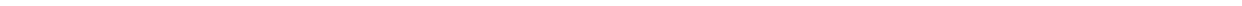
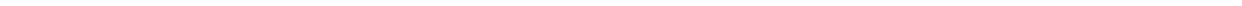
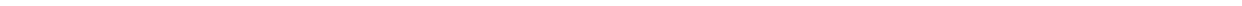
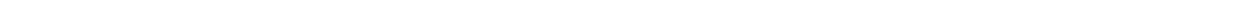
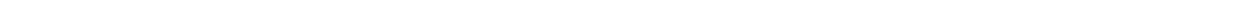
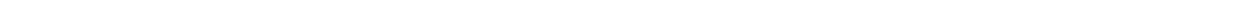
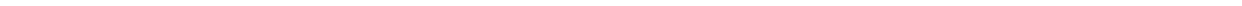
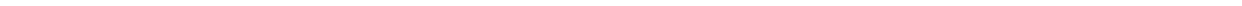
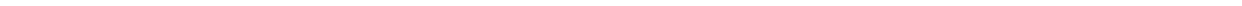
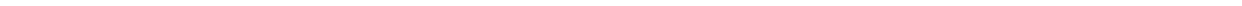
2022年10月24日

株式会社トランザクション 監査等委員会
常勤監査等委員 佐々木 稔 郎 ㊟
監査等委員 樫 本 健 夫 ㊟
監査等委員 松 尾 祐 美 子 ㊟
監査等委員 上 田 隆 司 ㊟

(注) 監査等委員佐々木稔郎、樫本健夫、松尾祐美子及び上田隆司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

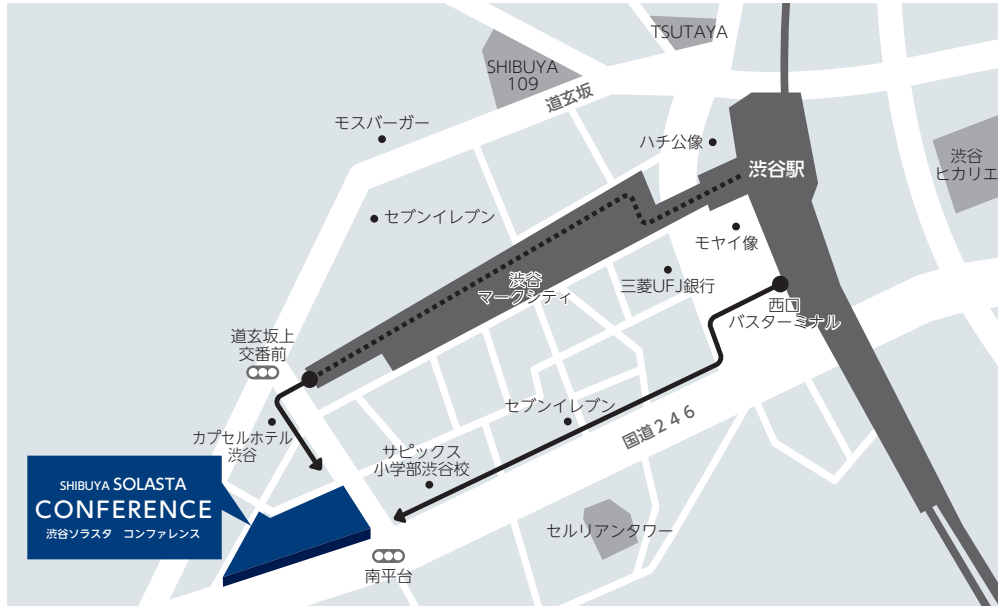
以上

メ ト



株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
渋谷ソラスタ コンファレンス (渋谷ソラスタ 4階)
TEL 03-5784-2604



交通 JR渋谷駅 西口から 徒歩6分
渋谷マークシティ 4F 「道玄坂上方面出口」 から 徒歩2分

<新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応へのご協力をお願い>

- ・ 事前にインターネットまたは書面により議決権を行使いただき、当日のご出席を見合わせていただくこともご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 株主総会にご出席の株主様へのお土産の配付はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。